

## 教育の目的

令和5年4月に

「騒音障害防止のためのガイドライン」が改定されました。

事業者は、騒音障害防止対策の**管理者を選任**し、

騒音障害の防止の対策に取り組ませることとされている。

また、騒音障害防止対策の管理者を選任する時は、

その者に対し、ガイドラインで示された労働安全衛生教育を行うこと。

管理者のすべき取り組み

- ① 作業員に対し、聴覚保護具の正しい使用方法を指導（教育）する
- ② 作業員の聴覚保護具の使用状況の確認（監視）する など

管理者用の教育テキスト



騒音性難聴になってしまうと、  
**正常な聴力に回復しません**  
知ってましたか？



**耳栓着用**  
騒音管理区分II

耳栓の遮音効果を簡単に  
チェックできます～！  
耳栓の遮音効果を調べる  
テストも体験できます。

科目	内容	時間数
1 騒音の 人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類 (2) 聴力障害	50分
2 適正な作業環境の 確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価 (2) 騒音発生源対策 (3) 騒音伝ば経路対策 (4) 改善事例	80分
3 聴覚保護具の使用 及び作業方法の改善	(1) 聴覚保護具の種類及び性能 (2) 聴覚保護具の使用方法及び管理方法 (3) 作業方法の改善	40分
4 関係法令	騒音作業に係る労働衛生関係法令 及び本ガイドライン	40分
講義時間合計：3.5時間 (ガイドライン：約3時間)		